

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

沖縄県土木建築部では、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費の補正の試行を実施する。

1. 対象工事等

(1) 対象工事

土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した土木工事のうち、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

2. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

※小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

3. 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※$$

※ 補正係数：1. 2

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値})$$

(3) 他補正との重複

「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。

(4) 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

る。

4. 運用

(1) 気温の計測方法等

1) 計測方法

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させる。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019) より

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

2) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

(2) 既契約工事における変更

1) 気温の計測期間

本通知日以降に受発注者協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するものとする。

なお、計測方法等については、4.(1)に準じること。

2) 積算方法等

既契約工事における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

※小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

その他の積算方法は、3. 積算方法等によるものとする。

5. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合については、これらに寄らないことができる。

6. 特記仕様書への記載例

この通知以降に発注する工事については、記載例に基づき特記仕様書に記載すること。

第〇条

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

2. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

※小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

3. 工事着手前に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を施工計画書に記載し提出すること。

気温の計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する 1 地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いてもよい。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

4. 施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出すること。

7. 適用

本通知は、平成 31 年 4 月 1 日以降契約の工事に適用する。

なお、平成 31 年 4 月 1 日以降契約した既契約工事においても、変更契約を行う工事から試行を適用できるものとする。